

「栃木市立小中学校適正配置基本方針」及び
「栃木市立小中学校適正配置基本構想」に基づく
具体的な推進について
(答申)

令和 4 (2022) 年 11 月

栃木市立小中学校学区審議会

〈目次〉

はじめに	1
諮問事項 1 基準（必要な学級数・児童数）を下回る小中学校への対応について	2
諮問事項 2 10年後、20年後を想定した地域別の学校配置への推進について	7
諮問事項 3 小規模特認校制度の在り方について	9
諮問事項 4 通学区域（学区）による課題について	11
諮問事項 5 前各項のほか学校適正配置に関することについて	12
審議会の経過	13
審議会委員	13
諮問書	14

はじめに

全国的な少子化・人口減少により、児童生徒数の減少やそれに伴う学校の小規模化が進んでいる。栃木市においても、昭和 59（1984）年 5 月 1 日時点で 25,633 人であった小中学校の児童生徒数が、令和 4（2022）年 5 月 1 日現在では、10,973 人まで減少している。

小中学校に通う子どもたちへの教育においては、単に知識や技能を習得させることだけでなく、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨することを通して、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育てていくこと、さらに社会性や規範意識を身に付けさせていくことが大切とされている。そのためには、一定規模の児童生徒集団の確保が求められ、学校適正配置の推進については、今般の教育における大きな課題となっている。

「栃木市立小中学校学区審議会」では、これまでに平成 27（2015）年 2 月に栃木市教育委員会から「栃木市小中学校の適正配置の基本方針について」が諮問され、平成 28（2016）年 1 月に答申を行った。続いて、平成 29（2017）年 8 月に「栃木市立小中学校適正配置等の具体的な推進について」が諮問され、平成 30（2018）年 9 月に答申したところである。

今回、令和 3（2021）年 9 月に栃木市教育委員会から新たに「『栃木市立小中学校適正配置基本方針』及び『栃木市立小中学校適正配置基本構想』に基づく具体的な推進について」が諮問され、これまでに計 5 回の会議を開催し、本市の学校適正配置の進捗状況や今後への課題等について議論を重ねてきた。

今般、諮問事項に関する審議が終了したことで、次のとおり答申する。なお、答申の時期が当初予定では令和 4 年 9 月であったが、コロナ禍による会議の中止があり、2 か月程延期したことを付け加える。

本答申を今後に生かし、子どもたちのより良い教育環境を確保するために、学校適正配置が推進されることが望まれる。

栃木市立小中学校学区審議会

諮問事項 1 基準（必要な学級数・児童数）を下回る小中学校への対応について

1 学校適正規模の基準（必要な学級数・児童数）について

市教育委員会は、平成 28（2016）年 2 月「栃木市立小中学校適正配置基本方針」を策定し、適正な児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを進めていけるよう独自に学校適正規模の基準を定めている。

小学校

「望ましい規模」の基準

1 校あたり 12 学級以上 18 学級以下

「必要な学級数」の基準

1 校あたり 6 学級（6 学年 × 1 学級）

1 学級あたり 16 人程度

中学校

「望ましい規模」の基準

1 校あたり 9 学級以上 18 学級以下

「必要な学級数」の基準

1 校あたり 6 学級（3 学年 × 2 学級）

【基準についての主な根拠】

○児童生徒が学ぶ環境の充実からの視点

- ・ クラス替えを通じて多様な意見に触れたり新たな人間関係を構築する力を身に付けたりすることができ、またクラス替えを契機として意欲を新たにすることができる規模。
- ・ 体育的行事（運動会等）や文化的行事（学習発表会等）において集団としての活動を活性化することができる規模。
- ・ 中学校では、生徒の興味や関心、能力適性等により多様な部活動選択が可能な規模。

○児童生徒が受ける指導体制の充実からの視点

- ・ グループ別やチームティーチング、習熟度別指導等多様な指導方法をとることができる規模。
- ・ 経験年数、専門性、男女比等のバランスのとれた教員配置ができ、教員相互の研修や相談体制の構築等により充実した指導ができる規模。
- ・ 中学校では、教科担任制であることから、教科ごとに専門の教員の配置が可能である規模。

2 栃木市の児童生徒数及び学級数について

(1) 小学校 (29 校)

小学校別学級数													令和4年5月1日現在
	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		
大宮北小	3		3		4		3		4		4		630人 (21学級)
大平中央小	3		3		3		3		3		3		572人 (18学級)
栃木中央小	3		3		3		3		3		3		528人 (18学級)
栃木第五小	3		3		3		3		3		3		459人 (18学級)
大平西小	3		2	2	2		2		2		2		406人 (13学級)
栃木第三小	2		2		2		2		2		2		389人 (12学級)
岩舟小	2		2		2		2		2		2		342人 (12学級)
国府北小	2		2		2		2		2		2		327人 (12学級)
合戦場小	2		2		2		2		2		2		317人 (12学級)
大平南小	2		2		2		2		2		2		301人 (12学級)
吹上小	2		2		2		2		2		2		297人 (12学級)
静和小	1	2		2		2		2		2			255人 (11学級)
南小	2		2		2	1	2		1				236人 (10学級)
藤岡小	1	1	2		2		2		1				218人 (9学級)
西方小	1	1	2		1	1		2					206人 (9学級)
栃木第四小	1	1	1	1	2		1						206人 (7学級)
大平東小	1	2		1	1	1	1						201人 (7学級)
家中小	1	1	1		1	1	1						181人 (6学級)
三鴨小	1	1	1		1	1	1						148人 (6学級)
赤麻小	1	1	1		1	1	1						137人 (6学級)
皆川城東小	1	1	1		1	1	1						126人 (6学級)
千塚小	1	1	1		1	1	1						126人 (6学級)
赤津小	1	1	1		1	1	1						125人 (6学級)
小野寺小	1	1	1		1	1	1						95人 (6学級)
大宮南小	1	1	1		1	1	1						87人 (6学級)
寺尾小	1	1	1		1	1	1						83人 (6学級)
部屋小	1	1	1		1	1	1						70人 (6学級)
国府南小	1	1	1	1	1	1	1						43人 (6学級)
真名子小	1	1	1	1	1	1	1						39人 (6学級)

※ 学級数は、特別支援学級数を除いた数

※ 人数は、特別支援学級児童を含む全校児童数

栃木県基準の複式学級の対象
栃木市は市費負担教職員を配置し、複式学級を解消

国府南小、真名子小の2校は複式学級になる規模の学校で、栃木市適正配置基本方針で示す「必要な学級数」の基準を満たしていない。(栃木市では市単独で市費負担教職員を配置し複式学級の解消を行っている。)

(2) 中学校 (13校)

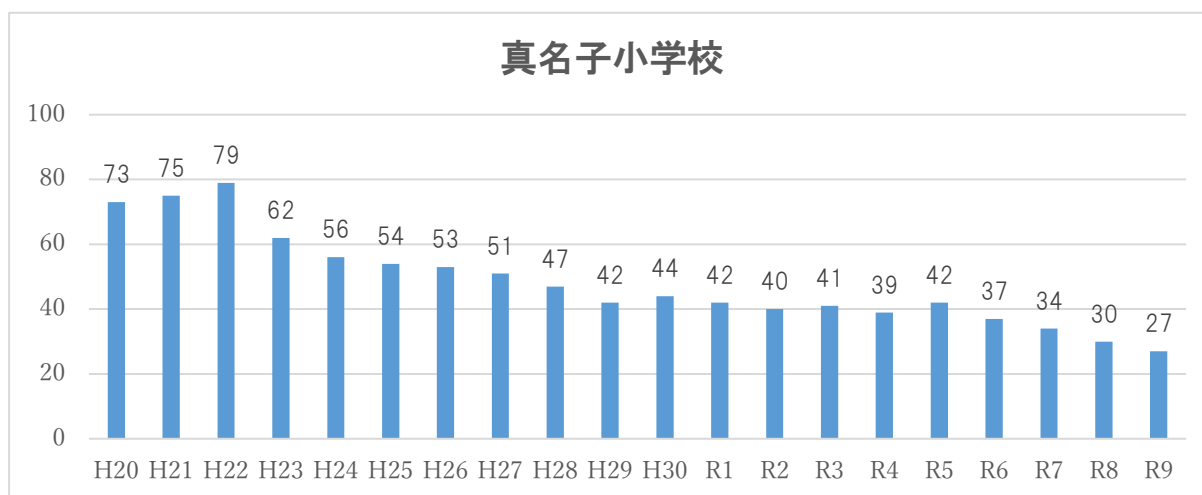
中学校別学級数													令和4年5月1日現在
	1学年			2学年			3学年						
東陽中	5			6			6						549人 (17学級)
大平南中	5			5			5						500人 (15学級)
栃木西中	5			5			5						483人 (15学級)
藤岡中	3			4			4						357人 (11学級)
岩舟中	3			4			4						343人 (11学級)
大平中	4			3			4						322人 (11学級)
都賀中	3			4			3						316人 (10学級)
栃木東中	3			3			3						259人 (9学級)
吹上中	3			2			3						225人 (8学級)
栃木南中	3			3			2						221人 (8学級)
西方中	2	2		2									137人 (6学級)
皆川中	1	1	1										76人 (3学級)
寺尾中	1	1	1										35人 (3学級)

※ 学級数は、特別支援学級数を除いた数

皆川中、寺尾中の2校は、適正配置基本方針で示す1校当たりの「必要な学級数」の基準(6学級)を満たしていない。

3 基準を下回る小中学校の現状と課題について

(1) 真名子小学校



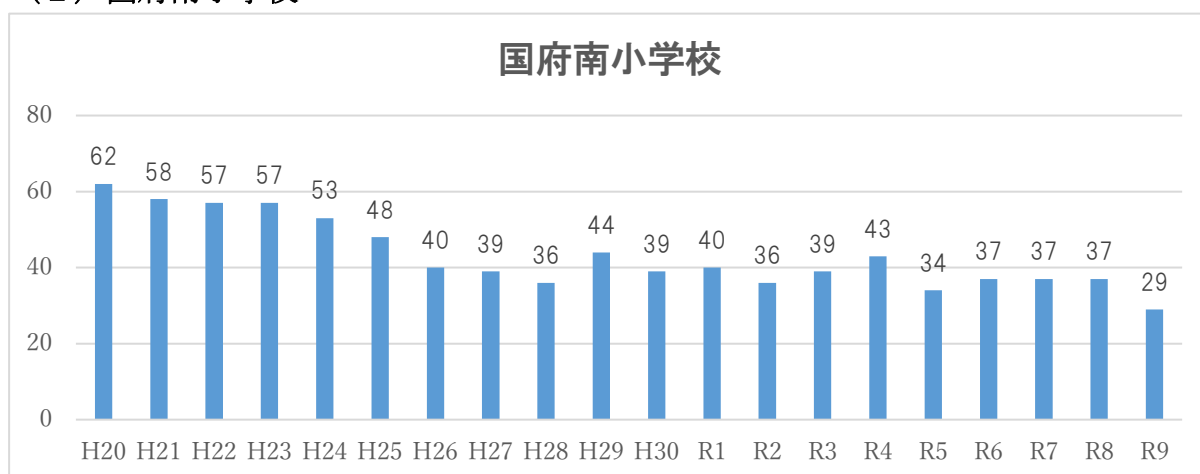
【現状と課題】

- 令和4年度の児童数は、平成22年度と比較すると約51%減少している。
また、令和5年度は42人となり、方針で示す「1学級あたりの必要な児童数16人程度」の基準を満たしていない。
- 市内の北端に位置しており、交通のアクセスがよいとは言えない。
- 校舎は昭和44年、屋内運動場は昭和45年の建築であり、老朽化している。

【小規模特認校制度の実績等】

- 平成26年度から小規模特認校制度を導入したが、利用者が無く、令和元年度より制度を停止した。

(2) 国府南小学校



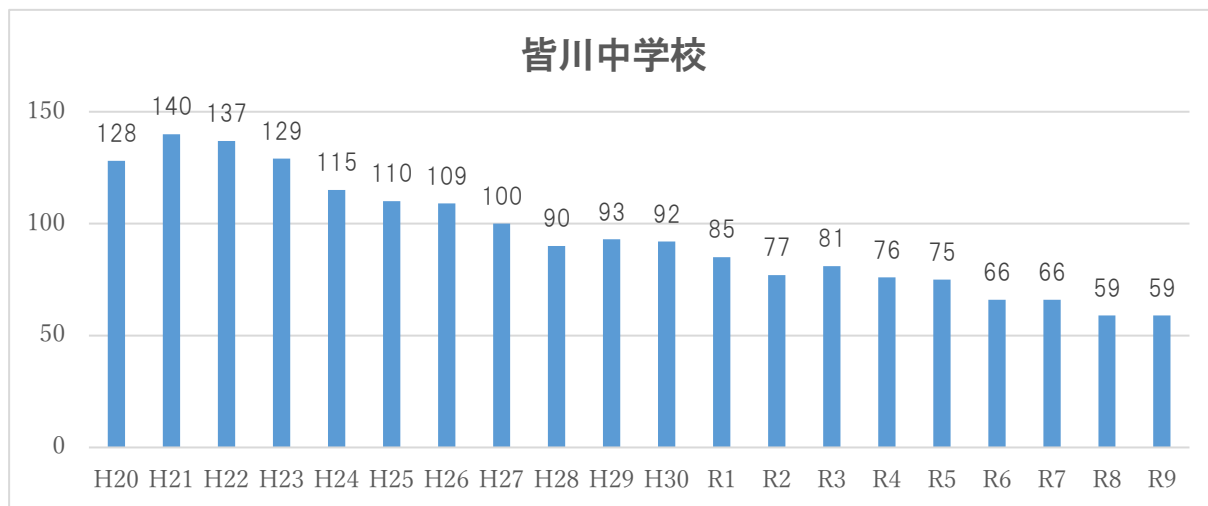
【現状と課題】

- 令和4年度の児童数は、平成22年度と比較すると約25%減少している。
また、今後もあまり変化がみられず、方針で示す「1学級あたりの必要な児童数16人程度」の基準を満たしていない。
- 校舎は平成3年建築で、比較的新しい。

【小規模特認校制度の実績等】

- 平成 26 年度から導入した小規模特認校制度利用者数は年々増加しており、令和 4 年度の全児童数 43 名のうち、制度利用者は 18 名であり約 43%を占めている。

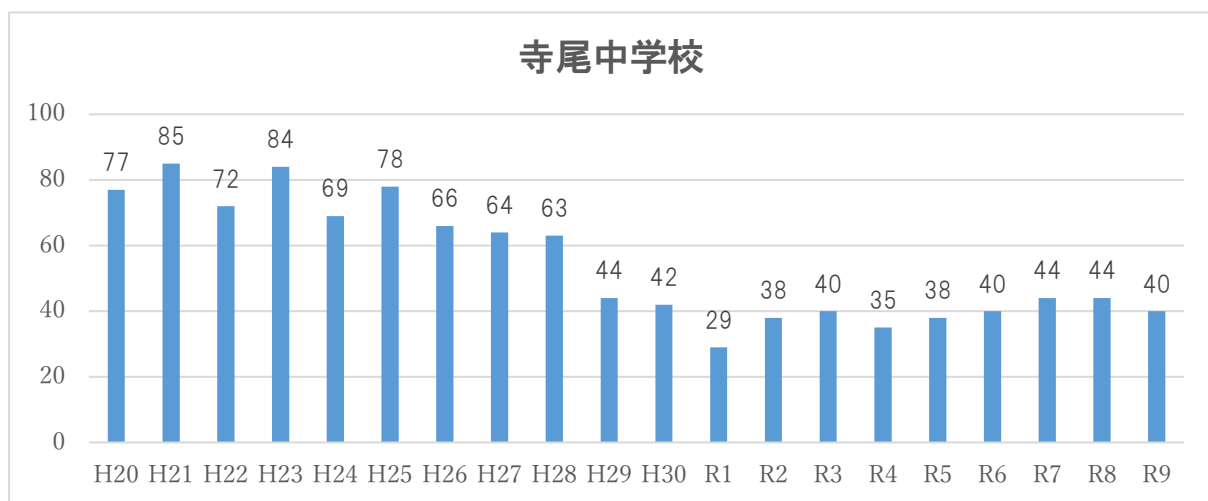
（３）皆川中学校



【現状と課題】

- 令和 4 年度の生徒数は、平成 22 年度と比較すると約 45%減少している。今後も、減少傾向が続き、方針で示す「1 校あたりの必要な学級数 6 学級」の基準を満たしていない。
- 専門教科担当教員が配置されない。（令和 4 年度は、美術科・技術科が免外非常勤講師）
- 部活動の選択の幅が狭く、一部あたりの部員数が少ない。
（令和 4 年度、男子運動系 3 部、女子運動系 3 部、男女共通文化系 1 部の 7 部設置）
- 校舎は昭和 62 年、屋内運動場は平成 9 年建築で、比較的新しい。

（４）寺尾中学校



【現状と課題】

- ・ 令和4年度の生徒数は、平成22年度と比較すると約52%減少している。今後も、ほぼ横ばい状態が続き、方針で示す「1校あたりの必要な学級数6学級」の基準を満たしていない。
- ・ 専門教科担当教員が配置されない。
(令和4年度は、美術科・技術科・家庭科が免外非常勤講師)
- ・ 部活動の選択の幅が狭く、一部あたりの部員数が少ない。
(令和3年度は、男子運動系2部、女子運動系2部の4部設置)
- ・ 屋内運動場は昭和44年建築で老朽化しているが、校舎は平成2年建築で、比較的新しい。

※ 児童生徒数の推移グラフについて、令和5年度から9年度の数値については、当該学区在住の未就学児の人数を、市の住民基本台帳（令和3年4月30日時点）から調べて統計しています。

4 今後の対応について

栃木市の学校適正規模の基準（必要な学級数・児童数）を下回る真名子小学校、国府南小学校、皆川中学校、寺尾中学校の4校について、小規模特認校である国府南小学校を除いては、令和9年度までの児童生徒数の推移予測からは、今後基準を上回る可能性は極めて低いと考えられる。

一人ひとりに対するきめ細やかな指導ができる等、小規模校のメリットはあるが、児童生徒が学ぶ環境として集団の確保や学校の指導体制の充実を考えれば、近隣校との統合に向けて検討を進めるべきである。

その際、学校と地域のこれまでの強いつながりを考慮し、保護者や地域住民の代表者で構成される地元代表協議会において、意見を十分にまとめていかなければならない。

なお、国府南小学校については「諮問事項3 小規模特認校制度の在り方について」のところでも触れるが、地域住民からの支援による特色ある学校づくりが進められ、制度を利用して転入学を希望する事例が継続しているため、慎重に様子を見守るべきと考える。

諮問事項 2 10年後、20年後を想定した地域別の学校配置への推進について

1 10年後、20年後に目指す学校規模及び学校数について

市教育委員会は、平成 31（2019）年 1 月に策定した「栃木市立小中学校適正配置基本構想」において、2020 年度を基準にした 10 年後、20 年後の地域別小中学校数を、予想される児童生徒数の推移を基に示している。

【目指す学校規模】

	小学校	中学校
10 年後 (2030 年度)	「必要な学級数・児童数」の基準を当てはめ、1 学級 16 人程度で、6 学級以上を満たしている。	「必要な学級数」の基準を当てはめ、6 学級以上を満たしている。
20 年後 (2040 年度)	「望ましい（学級）規模」の基準を当てはめ、12 学級以上を満たしている。	「望ましい（学級）規模」の基準を当てはめ、9 学級以上を満たしている。

【想定される学校数】

地 域	校 種	2020 年度（基準）	2030 年度（10 年後）	2040 年度（20 年後）
栃木中央	小学校	5 校	5 校	4 校
	中学校	3 校	3 校	2 校
栃木東部	小学校	4 校	3 校（※2 校）	3 校（※2 校）
	中学校	1 校	1 校	1 校
栃木西部	小学校	4 校	4 校	2 校
	中学校	3 校	1 校	1 校
大 平	小学校	4 校	4 校	4 校（※3 校）
	中学校	2 校	2 校	2 校
藤 岡	小学校	4 校	4 校	2 校
	中学校	2 校	1 校	1 校
都 賀	小学校	3 校	3 校	2 校
	中学校	1 校	1 校	1 校
西 方	小学校	2 校	1 校	1 校
	中学校	1 校	1 校	1 校
岩 舟	小学校	4 校	3 校	2 校
	中学校	1 校	1 校	1 校
市全域	小学校	30 校	27 校（※26 校）	20 校（※18 校）
	中学校	14 校	11 校	10 校

※ 学校数の根拠になる児童生徒数は「栃木市の展望推計〔平成 27（2015）年〕」からの予測ですが、※が付いた学校数は「国の社人研推計〔平成 30（2018）年〕」から予測された児童生徒数を根拠にしています。

なお、上の表中にある栃木中央・栃木東部・栃木西部の 3 地域は、旧栃木市を区分したもので、中学校区で示すと栃木中央には栃木東中・栃木西中・栃木南中、栃木東部には東陽中、栃木西部には皆川中・吹上中・寺尾中の学区が含まれます。

2 現況及び今後の推進について

「栃木市立小中学校適正配置基本構想」で示した10年後、20年後の目指す学校規模とそれに基づく学校数については、推定した児童生徒の減少傾向に変化がないため、変更を要しない。

令和2（2020）年を基準とした10年後の令和12（2030）年の学校数については、令和4（2022）年時点で実現されている栃木中央・大平・藤岡・都賀・岩舟の5つの地域のうち、藤岡中学校（藤岡第一中と藤岡第二中の統廃合）、小野寺小学校（小野寺南小と小野寺北小の統廃合）が開校した藤岡・岩舟の2地域で適正配置が進められた。

まだ実現されていない栃木東部・栃木西部・西方の各地域については、それぞれの地域の実情を踏まえ、説明会や地元代表協議会等を開催し、保護者や地域住民の理解のもと引き続き進めていくべきと考える。

令和12（2030）年を迎えるまで、あと7年余りとまだ期間があるように感じられるが、地元代表協議会での学校統合への合意形成が為されてからも統合校への準備期間から開校するまでには早くても2年から3年が掛かることを考えれば、進捗に余裕があるとは言い難い。

さらに20年後の令和22（2040）年の学校数を実現するには、今後かなりの学校数の統廃合を経なければならない。「栃木市立小中学校適正配置基本構想」で示されている地域別の学校数は、あくまで予想される児童生徒数を地域内で均等割りしたものが多く、更に少ない学校数になることも想定される。実際、令和4（2022）年時点で「必要な学級数・児童数」の基準は満たしているものの、もう一つの「望ましい規模」の基準を満たしていない学校は、小学校16校、中学校5校もある。

小中学校の適正配置については、今後も子どもたちの適正な教育環境を確保するため、継続的かつ確実に進めていかなければならない。

諮問事項 3 小規模特認校制度の在り方について

1 小規模特認校制度の利用状況について

真名子小学校	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
在籍児童数	54	53	51	47	42	44	新規受入停止			
制度利用者数	-	3	2	0	0	1				

小野寺北小学校	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
在籍児童数	25	25	22	24	25	28	R1 より新規受入停止 R2 に統合			
制度利用者数	-	-	0	2	3	4				

大宮南小学校	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
在籍児童数	56	63	68	66	67	80	73	83	82	87
制度利用者数	10	13	20	24	29	36	31	36	34	34

国府南小学校	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
在籍児童数	48	40	39	36	44	39	40	37	39	43
制度利用者数	-	0	3	8	16	17	16	13	16	18

(令和4年5月1日現在)

2 市教育委員会の評価について

平成 30 (2018) 年 9 月の答申「栃木市立小中学校適正配置等の具体的な推進について」では、小規模特認校に対する制度適用の継続については、その評価基準として「複式学級 (の解消ができているか。)」を重要事項としている。

これまで小規模特認校制度を適用された 4 校のうち、真名子小学校と小野寺北小学校の 2 校については適用しないこととし、小野寺北小学校は隣接した小野寺南小学校と統合した。

残る大宮南小学校と国府南小学校については、制度適用を継続しながら、大宮南小学校では 3 年ごとの、国府南小学校では 1 年ごとの市教育委員会の評価を行うことになっており、直近の評価は次のとおりである。

【大宮南小学校】 (令和 3 年 3 月 29 日 : 定例教育委員会)

大宮南小への小規模特認校制度の適用は、今後も継続するものとし、令和 7 年度からの適用については、令和 5 年度末に再評価する。

(理由) 令和 2 年度における児童数は 83 名、令和 3 年度における児童数も 82 名で、制度利用者が全児童に占める割合は、令和 2 年度で 83 名中 36 名と約 43%、令和 3 年度で 82 名中 34 名と約 41% である。本制度により、複式学級の解消に至っており、大宮南小児童数の保持に大きく影響を与えていることを示す。

また、「朝の学びタイム」（のびっ子タイム）での取組や家庭学習と連携しながら実施している「漢字検定」等により、基礎学力の定着と学習意欲の向上を図っていることや、とちぎ未来アシストネットの推進により、多くの外部人材を活用した特色ある教育を実践している。

このような学校での教育活動の充実は、地域住民の関心を集め、地域コミュニティの核としての学校への期待は高い。したがって、制度導入により、複式学級の解消を果たしていること、大宮南小学区から通う児童が 50 名程度の一定数を維持していることを含め、小規模特認校制度を今後も継続するものとする。

【国府南小学校】（令和 4 年 3 月 28 日：定例教育委員会）

国府南小への小規模特認校制度の適用は、令和 5 年度も継続する。
但し、令和 6 年度の適用については、令和 4 年度末に再評価する。

（理由）令和 3 年度における児童数は 39 名で、そのうちの制度利用者は 16 名、全児童に占める割合は、約 41%となっている。この値は平成 30 年度からは横ばいであるが、平成 27 年度の約 7%、平成 28 年度の約 22%からはかなり高い割合に増えている。このことから、国府南小学校の小規模特認校制度は、複式学級解消までの成果には至っていないが、児童数の維持には有効となっている。

また、コミュニティ・スクールや「oneclass」プロジェクトの推進が、地域との連携を強化し、小規模校ならではの特色ある教育を進めることに繋がったことも制度導入の成果といえる。現在、国府南小学校のこうした取組について、制度利用希望者の多くが関心を持っていることに加え、市外や県外からの問い合わせがあることも高く評価される。

一方、課題として複式学級の解消を果たしていないこと、国府南小学区の児童数が減少傾向にあり、今後、制度利用者が減少した場合、全校児童数が大きく減少することへの不安もある。

したがって、現段階での制度適用は有効であり継続することが望ましいが、引き続き、今後の制度利用状況や教育活動に着目しながら、制度継続の検討を定期的に行うべきと考える。

3 今後の制度適用について

市教育委員会の評価のとおり、大宮南小学校と国府南小学校の 2 校については、教職員の創意工夫に満ちた優れた教育がなされており、加えてそれを支える地域からの支援が非常に充実している。この実践は、栃木市が目指す「地域とともにある学校」のモデル的な存在にもなっている。よって引き続き、小規模特認校として特色ある学校づくりを進めることが望まれる。

ただし、1 学級あたりの児童数が 16 人を満たしていない学級が、大宮南小で 6 学級中 4 学級、国府南小で 6 学級全てであるという実態から、更なる制度利用の拡充が必要とされる。市教育委員会としては、小規模特認校への積極的な支援を引き続き行うとともに、定期的な評価の継続により、制度適用の有無も含めた当該校のよりよい在り方を慎重に検討していくべきである。

諮問事項４ 通学区域（学区）による課題について

1 通学区域（学区）による課題について

平成 28（2016）年 1 月に策定した「栃木市立小中学校適正配置基本方針」の「Ⅲ 具体的な取組方法」では、小中学校の通学区域について課題がある地域等を次のようにあげ、対応等を慎重に検討することを示している。

【課題がある地域等】

- （１）栃木中央小学校は、市内で唯一 1 つの小学校から 3 つの中学校に分かれて進学していることから、本市が推進している小中一貫教育の観点から、通学区域等の変更等の可能性を検討する必要がある。
- （２）大宮北小（東武線北側の平川、堀の内自治会等周辺）は、合併により自宅から指定校より近い学校（合戦場小）が出現したが、今後も個別に弾力的に対応を検討していく必要がある。
- （３）吹上小（苺園自治会等周辺）は、合併により自宅から指定校より近い学校（合戦場小）が出現したが、今後も個別に弾力的に対応を検討していく必要がある。
- （４）大平東小（上牛久、牛久自治会等周辺）は、合併により自宅から指定校より近い学校（南小）が出現したが、今後も個別に弾力的に対応を検討していく必要がある。
- （５）大平西小（下皆川自治会北側の一部）は、合併により自宅から指定校より近い学校（栃木第五小）が出現したが、今後も個別に弾力的に対応を検討していく必要がある。
- （６）その他、前項以外の地域における通学区域に係る課題

2 市教育委員会の協議について

市教育委員会では、上記の課題事例にある大宮北小学校と合戦場小学校の学区について、令和 2 年度に教育委員会事務局内で協議した。

協議において、学区を変更することについては、次のような課題があることが確認された。

- ・ 市町は合併されたものの、自治会については旧市町のままで、新たな学区の境界をつくることは、自治会によって形成された地域コミュニティを分断することに繋がるのが危惧される。
- ・ 現状の育成会や子ども会も二分することになり、学童野球やフットベースのチーム編成にも影響が生じる。
- ・ 新たに中間地点あたりに学区の境界を設けた場合（大宮北小と合戦場小では東武宇都宮線で分ける）には、50 人以上程度の児童の転校が生じる。受け入れ側の学校（この場合の合戦場小）にも不安がある。

これらの課題を考慮すれば、同一自治会内に境界を設けるような学区変更は難しく、個別に対応することが望ましいとされた。

ただし、指定校よりも居住地から短い距離に別の学校がある児童生徒のため、次

のことを指定校変更の条件として認めることにした。

就学を希望する学校が、指定された学校より居住地に近接する場合。

そして、この条件は他の課題がある地域等にも適用し、市全域を対象とする。

3 今後の対応について

市教育委員会事務局にて、令和2年度に協議し、令和3年度より適用している指定校変更の条件は、地域の状況を考慮しながらも児童生徒一人ひとりの実情に寄り添ったものである。この条件の適用も含め、今後も子どもたちにとって最適な就学ができるような弾力的な対応を進めていくべきである。

また、このような対応が広く市民に知らされ、子どもたち及び保護者の不安や悩みの解消につなげることも大切である。

諮問事項5 前各項のほか学校適正配置に関することについて

本学区審議会においては、諮問事項1から4までのほか学校適正配置に関することでの発議が無かったため、諮問事項5についての答申は行わない。

審議会の経過

第1回 令和3年9月30日（木）

- 議題 ○ 諮問の内容について
- ・各諮問事項の説明
 - ・質疑応答

第2回 令和3年11月9日（火）

- 議題 ○ 「栃木市立小中学校適正配置基本方針」及び「栃木市立小中学校適正配置基本構想」に基づく具体的な推進について
- ・基準（必要な学級数・児童数）を下回る小中学校への対応について
 - ・10年後、20年後を想定した地域別の学校配置への推進について

第3回 令和4年1月21日（金）

コロナ禍のため中止

第4回 令和4年8月17日（水）

- 議題 ○ 「栃木市立小中学校適正配置基本方針」及び「栃木市立小中学校適正配置基本構想」に基づく具体的な推進について
- ・10年後、20年後を想定した地域別の学校配置への推進について
 - ・小規模特認校の在り方について
 - ・通学区域（学区）による課題について

第5回 令和4年9月20日（火）

- 議題 ○ 答申の内容について
- ・これまでの審議内容の確認
 - ・答申案の作成

第6回 令和4年11月9日（水）

- 議題 ○ 答申の手交について
- ・答申内容の最終確認
 - ・教育委員会への答申

審議会委員

敬称略

会 長	松 本 敏	前宇都宮大学教授（栃木市教育研究所長）
副会長	服 部 雅 弘	栃木市立栃木第三小学校長
委 員	高 橋 正 行	栃木市自治会連合会理事
〃	野 原 宏 之	栃木市自治会連合会理事
〃	矢 島 友夏里	栃木市PTA連合会副会長 [令和3年度]
〃	岩 出 律 子	栃木市PTA連合会副会長 [令和4年度]
〃	横 地 佑 介	栃木市PTA連合会副会長
〃	鈴 木 龍 一	栃木市立藤岡中学校長
〃	神 戸 明	公募委員
〃	渡 邊 江実子	公募委員
〃	岡 部 幸 江	公募委員

令和3年9月30日

栃木市立小中学校学区審議会 会長 様

栃木市教育委員会
教育長 青木 千津子

諮問書

栃木市立小中学校学区審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について審議のうえ、答申いただきたく諮問します。

記

1 諮問事項

「栃木市立小中学校適正配置基本方針」及び「栃木市立小中学校適正配置基本構想」に基づく具体的な推進について

- (1) 基準（必要な学級数・児童数）を下回る小中学校への対応について
- (2) 10年後、20年後を想定した地域別の学校配置への推進について
- (3) 小規模特認校制度の在り方について
- (4) 通学区域（学区）による課題について
- (5) 前各項のほか学校適正配置に関することについて

2 諮問理由

これまで本市教育委員会では、「栃木市立小中学校適正配置基本方針」（平成28年2月）及び「栃木市立小中学校適正配置基本構想」（平成31年1月）に基づき、市立小中学校の適正配置事業を進めてきた。

基本方針の策定後、約5年を経過したことから、適正配置の進捗状況について審議され、児童生徒のためのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を目指すための答申をいただきたい。

3 答申の時期

令和4年9月